食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の概要

背 景

○ **改正食料・農業・農村基本法**においては、食料の価格形成に当たり**食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるよう必要な施策を講ずること等を明記。

○ 食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する**合理的な費用を考慮した価格形成**と、農業と食品産業の連携強化等**食品産業の持続的な発展**に向けた施策を**一体として推進**することが必要。

法律の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

1 題名及び目的

題名を**「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」**に改正。目的規定に**食料システム**における**食品等事業者の役割**等を明記。（第１条関係）

2 食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

（１）食品等事業者は、次の**事業活動に関する計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。（第６条から第10条まで関係）

① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
② 流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
④ 消費者選択支援事業活動（消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等）

※ ①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

（２）地方公共団体、一般社団法人等、（１）の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。（第11条及び第12条関係）

〈支援措置〉

（１）日本政策金融公庫による**長期低利融資**（第15条関係）
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による**研究開発設備の供用**（第14条関係） 等
（このほか、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの**税制特例**を措置）
（２）補助金等で整備された**施設等の有効活用**（第18条関係） 等

3 食品等の取引の適正化

（１）農林水産大臣は、**食品等取引実態調査**を実施。（第34条及び第35条関係）

（２）飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、**努力義務を措置**。（第36条関係）
①持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**がされた場合、**誠実に協議**。
②取引の相手方から**持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**。

（３）農林水産大臣は、（２）についての事業者の行動規範（**判断基準**）を策定。（第37条関係）

（４）農林水産大臣は、（２）の適確な実施を確保するため必要な場合に**指導・助言**を実施。また、（２）の実施状況が著しく不十分な場合は**勧告・公表**を実施。（勧告の実施に必要な場合、**報告徴収・立入検査**を実施。）（第38条から第40条まで関係）
※ 不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。（第52条関係）

（５）農林水産大臣は、**指定飲食料品等**(※)について、**費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供**等を行う**団体を認定**。（団体の役職員等に対し**秘密保持義務**を措置。）（第41条から第51条まで関係）
※ 農林水産大臣が、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を指定。

卸売市場法の一部改正

○ 中央卸売市場・地方卸売市場の**開設者**は、３（５）の**指定飲食料品等、その費用の指標等**を**公表**。（第４条及び第13条関係）

施行期日

公布の日から起算して**６月を超えない範囲内**において政令で定める日。
ただし、３（２）から（５）まで及び卸売市場法の一部改正については、公布の日から起算して**１年を超えない範囲内**において政令で定める日。（附則第１条関係）